

美浜町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八谷 充 則

美浜町規則第14号

美浜町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

美浜町子ども・子育て支援法施行細則(平成27年美浜町規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)の施行に関し、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額)</p> <p>第15条 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額は、0円とする。</p> <p>(法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額)</p> <p>第16条 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども(以下「2号認定子ども」という。)の利用者負担額は、0円とする。ただし、特定教育・保</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)の施行に関し、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額)</p> <p>第15条 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども(以下「1号認定子ども」という。)の利用者負担額は、別表1に掲げる額とする。</p> <p>(法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額)</p> <p>第16条 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども(以下「2号認定子ども」という。)の利用者負担額は、別表2に掲げる額とする。ただし、</p>

育施設において、保育の提供を受ける当該年度中に満3歳に達した2号認定子どもは、次条に規定する法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども(以下「3号認定子ども」という。)の利用者負担額の額とする。

(法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額)

第17条 3号認定子どもの利用者負担額は、別表に掲げる額とする。

[削る]

[削る]

特定教育・保育施設において、教育の提供を受ける2号認定子どもは、別表1に掲げる額とし、保育の提供を受ける当該年度中に満3歳に達した2号認定子どもは、次条に掲げる額とする。

(法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額)

第17条 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども(以下「3号認定子ども」という。)の利用者負担額は、別表2に掲げる額とする。

別表1(第15条関係)

1号認定子ども利用者負担額表

階層区分		利用者負担額 (月額)
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	3,000円
第3階層	市町村民税所得割額77,100円以下の世帯	10,100円
第4階層	市町村民税所得割額77,101円以上211,200円以下の世帯	20,500円

〔削る〕

第5階層	市町村民税所得割額21 1,201円以上の世帯	25,700円
------	----------------------------	---------

備考

- 1 階層区分の認定は、1号認定子どもの保護者及びその他の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する扶養義務者をいう。ただし、家計の主宰者である場合に限る。)の地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する市町村民税所得割額(4月から8月にあつては前年度分、9月から3月にあつては当該年度分)の合計額とし、所得割額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。この場合において、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 2 前項の場合において、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する母又は同政令第2条第2号に規定する父に該当するときは、その者の申請により地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦(寡夫)控除及び同条第3項に規定する寡婦控除を適用して所得割額の再計算を行うものとする。
- 3 小学校1年生から3年生までの児童及び幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所

〔削る〕

部に入園若しくは入所し、若しくは児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の乳幼児(以下「小学校3年生以下の子ども」という。)が、同一世帯に2人以上いる場合は、小学校3年生以下の子どもの中で年齢が高い方から数えて2人目以降の1号認定子どもは、次の表に掲げる利用者負担額とする。

区分	利用者負担額(月額)
小学校3年生以下の子どもの中で年齢が高い方から数えて2人目の1号認定子ども	当該世帯が属する階層区分の利用者負担額の1/2の額
小学校3年生以下の子どもの中で年齢が高い方から数えて3人目以降の1号認定子ども	0円

4 幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入園し、若しくは入所し、若しくは児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の幼児(以下「保育所等に入所している子ども」という。)が、同一世帯に2人以上いる場合は、保育所等に入所している子どもの中で年齢が高い方から数えて2人目以降の1号認定子どもの利用者負担額は、無料とする。

5 この表の第2階層に認定された1号認定子どもと生計を一にする特定被監護者等(政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が当該1号認定子どもを含めて2人以上いる場合は、当該

[削る]

特定被監護者等の中で年齢が高い方から数えて2人目以降の1号認定子どもの利用者負担額は、無料とする。

6 この表の第3階層に認定された1号認定子どもと生計を一にする特定被監護者等が当該1号認定子どもを含めて2人以上いる場合は、当該特定被監護者等の中で年齢が高い方から数えて2人目以降の1号認定子どもは、次の表に掲げる利用者負担額とする。

区分	利用者負担額(月額)
当該特定被監護者等の中で年齢が高い方から数えて2人目の1号認定子ども	当該世帯が属する階層区分の利用者負担額の1/2の額
当該特定被監護者等の中で年齢が高い方から数えて3人目以降の1号認定子ども	0円

7 1号認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合は、1人目の1号認定子どもは、次の表に掲げる利用者負担額とし、2人目以降の1号認定子どもの利用者負担額は、無料とする。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に1号認定子どもを扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

階層区分	利用者負担額(月額)
第2階層	0円
第3階層	3,000円

別表2(第16条、第17条関係)

2号認定子ども及び3号認定子ども利用者負担額表(月額、単位：円)

階層区分	所得状況	3号認定			2号認定		
		3歳未満			3歳		4歳以上
		標準時間 (短時間)	標準時間 (短時間)	標準時間 (短時間)	標準時間 (短時間)	標準時間 (短時間)	
第1階層	生活保護法 (昭和25年法律第144号)に よる被保護者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	

別表(第17条関係)

3号認定子ども利用者負担額表(月額、単位：円)

階層区分		利用者負担額	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な	0	0

	帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に規定する支援給付を受けている世帯に属する子ども及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親に養育されている子ども		
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	市町村民税所得割額48,600円未満の世帯	19,000	16,000
第4-1階層	市町村民税所得割額48,600円以上5	24,000	21,000

	世帯(単給世帯を含む。)			
第2階層	市町村民税非課税世帯	8,000 (5,000)	6,000 (3,500)	5,500 (3,000)
第3階層	市町村民税所得割課税額48,600円未満	19,000 (16,000)	16,000 (13,000)	14,000 (11,000)
第4階層	市町村民税所得割課税額97,000円未満	24,000 (21,000)	21,000 (18,000)	19,000 (16,000)
第5階層	市町村民税所得割課税額169,000円未満	39,000 (36,000)	25,000 (22,000)	23,000 (20,000)
第6階層	市町村民税所得割課税額301,000円未満	46,000 (43,000)	27,000 (24,000)	25,000 (22,000)
第7階層	市町村民税所得割課税額397,000円未満	50,000 (47,000)	28,000 (25,000)	26,000 (23,000)
第8階層	市町村民税所得割課税額397,000円以上	52,000 (49,000)	29,000 (26,000)	27,000 (24,000)

	7,700円未満の世帯		
第4-2階層	市町村民税所得割額57,700円以上77,101円未満の世帯	24,000	21,000
第4-3階層	市町村民税所得割額77,101円以上97,000円未満の世帯	24,000	21,000
第5階層	市町村民税所得割額97,000円以上169,000円未満の世帯	39,000	36,000
第6階層	市町村民税所得割額169,000円以上301,000円未満の世帯	46,000	43,000
第7階層	市町村民税所得割額301,000円以上397,000円未満の世帯	50,000	47,000
第8階層	市町村民税所得割	52,000	49,000

額397,000円以上

備考

- 1 階層区分の認定は、3号認定子どもの保護者及びその他の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する扶養義務者をいう。ただし、家計の主宰者である場合に限る。)の地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する市町村民税所得割額(4月から8月にあつては前年度分、9月から3月にあつては当該年度分)の合計額とし、所得割額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。この場合において、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 2 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同政令第2条第2号に規定する男子に該当するときは、その者の申請により地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦(寡夫)控除及び同条第3項に規定する寡婦控除を適用して所得割額の再計算を行うものとする。
- 3 保育の実施の属する年度当初日において18歳に満たない子ども

備考

- 1 階層区分の認定は、2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者及びその他の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する扶養義務者をいう。ただし、家計の主宰者である場合に限る。)の地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する市町村民税所得割額(4月から8月にあつては前年度分、9月から3月にあつては当該年度分)の合計額とし、所得割額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。この場合において、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 2 前項の場合において、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する母又は同政令第2条第2号に規定する父に該当するときは、その者の申請により地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦(寡夫)控除及び同条第3項に規定する寡婦控除を適用して所得割額の再計算を行うものとする。
- 3 保育の実施の属する年度当初日において18歳に満たない子ども

を3人以上扶養している世帯に属する第3子以降で3歳未満の3号認定子ども(その子どもがその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中は対象とみなす。)の利用者負担額は、0円とする。

- 4 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、若しくは入園し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の乳幼児(以下「保育所等に入所している子ども」という。)が、同一世帯に2人以上いる場合は、保育所等に入所している子どもの中で年齢が高い方から数えて2人目以降の3号認定子どもは、次の表に掲げる利用者負担額とする。

区分	利用者負担額(月額)
保育所等に入所している子どもの中で年齢が高い方から数えて2人目の3号認定子ども	当該世帯が属する階層区分の利用者負担額の1/2の額
保育所等に入所している子どもの中で年齢が高い方から数えて3人目以降の3号認定子ども	0円

を3人以上扶養している世帯に属する第3子以降で3歳未満の3号認定子ども(その子どもがその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中は対象とみなす。)の利用者負担額は、無料とする。

- 4 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、若しくは入園し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の乳幼児(以下「保育所等に入所している子ども」という。)が、同一世帯に2人以上いる場合は、保育所等に入所している子どもの中で年齢が高い方から数えて2人目以降の2号認定子ども及び3号認定子どもは、次の表に掲げる利用者負担額とする。

区分	利用者負担額(月額)
保育所等に入所している子どもの中で年齢が高い方から数えて2人目の2号認定子ども	0円
保育所等に入所している子どもの中で年齢が高い方から数えて2人目の3号認定子ども	当該世帯が属する階層区分の利用者負担額の1/2の額
保育所等に入所している子どもの中で年齢が高い方から数えて3人目以降の2号認定子ども及び3号認定子ども	0円

- 5 この表の第2階層に認定された2号認定子ども及び3号認定子どもと生計を一にする特定被監護者等が当該2号認定子ども及び3号認定子どもを含めて2人以上いる場合は、当該特定被監護者等のう

5 この表の第3階層又は第4-1階層に認定された3号認定子どもと生計を一にする特定被監護者等が当該3号認定子どもを含めて2人以上いる場合は、当該特定被監護者等のうち、年齢が高い方から数えて2人目以降の3号認定子どもは、次の表に掲げる利用者負担額とする。

区分	利用者負担額(月額)
当該特定被監護者等のうち、年齢が高い方から数えて2人目の3号認定子ども	当該世帯が属する階層区分の利用者負担額の1/2の額
当該特定被監護者等のうち、年齢が高い方から数えて3人目以降の3号認定子ども	0円

6 3号認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合は、保育所等に入所している子どもの中で年齢が高い方から数えて1人目の3号認定子どもは、次の表に掲げる利用者負担額とし、2人目以降の3号認定子どもの利用者負担額は、0円とする。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯又は配偶者のない男子で現に児童を扶養している

ち、年齢が高い方から数えて2人目以降の2号認定子ども及び3号認定子どもの利用者負担額は、無料とする。

6 この表の第3階層又は第4階層(市町村民税所得割課税額57,700円以下の世帯に限る。)に認定された2号認定子ども及び3号認定子どもと生計を一にする特定被監護者等が当該2号認定子ども及び3号認定子どもを含めて2人以上いる場合は、当該特定被監護者等のうち、年齢が高い方から数えて2人目以降の2号認定子ども及び3号認定子どもは、次の表に掲げる利用者負担額とする。

区分	利用者負担額(月額)
当該特定被監護者等のうち、年齢が高い方から数えて2人目となる2号認定子ども及び3号認定子ども	当該世帯が属する階層区分の利用者負担額の1/2の額
当該特定被監護者等のうち、年齢が高い方から数えて3人目以降の2号認定子ども及び3号認定子ども	0円

7 2号認定子ども及び3号認定子どもの属する世帯が別表1備考7に掲げる世帯の場合は、1人目の2号認定子ども及び3号認定子どもは、次の表に掲げる利用者負担額とし、2人目以降の2号認定子ども及び3号認定子どもの利用者負担額は、無料とする。

ものの世帯

(2) 次に掲げる在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める

身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に

定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律

第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受

けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第1

34号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金

法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金

等の受給者

階層区分		利用者負担額(月額)	
		保育標準時間	保育短時間
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割額48,600円未満の世帯	7,000円	6,000円
第4-1階層	市町村民税所得割	7,000円	6,000円

階層区分	3号認定	2号認定	
	3歳未満	3歳	4歳以上
	標準時間 (短時間)	標準時間 (短時間)	標準時間 (短時間)
第2階層	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第3階層	7,000 (6,000)	5,000 (4,500)	4,500 (4,000)
第4階層	7,000	5,000	4,500

	額48,600円以上57,700円未満の世帯		
第4-2階層	市町村民税所得割額57,700円以上77,101円未満の世帯	7,000円	6,000円

7 第3階層から第4-3階層までに属する世帯の場合で、当該世帯の保護者等が養育・監護している子ども(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)のうち、第2子の3号認定子どもの利用者負担額は、0円とする。

8 第5階層から第6階層までに属する世帯の場合で、当該世帯の保護者等が養育・監護している子ども(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)のうち、第2子の3号認定子どもの利用者負担額は当該世帯が属する階層区分の利用者負担額の2分の1の額とする。

9 認定区分は、入所年度の4月1日現在とする。

10 月の途中で保育の実施を開始又は解除した場合は、負担金を日割計算して徴収する。この場合、月額負担金を25日で除して在籍

(市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯に限る。)	(6,000)	(4,500)	(4,000)
-------------------------------	---------	---------	---------

8 特定被監護者等(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)が2人以上いる世帯の2人目以降であって、満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どものうち、この表の第3階層又は第4階層に認定された3号認定子どもの利用者負担額は無料とし、第5階層又は第6階層に認定された3号認定子どもの場合は、保育所等に入所している子どもの中で年齢が高い方から数えて1人目の子どもの利用者負担額は、半額とする。

9 認定区分は、入所年度の4月1日現在とする。

10 月の途中で保育の実施を開始又は解除した場合は、負担金を日割計算して徴収する。この場合、月額負担金を25日で除して在籍

日数を乗じた後、10円未満を切り捨てた額とする。

日数を乗じた後、10円未満を切り捨てた額とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。